

令和5・6年度競争入札参加資格審査申請要領
(建設工事、測量・建設コンサルタント等) について

標記の件について、競争入札に参加する者に必要な入札参加資格審査申請(以下「申請」という。)について、下記のとおり定めます。

令和4年12月6日

記

1. 申請できる者の要件

申請できる者は、次に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 申請書を提出する日において、建設業者にあつては建設業法に基づく建設業の許可を、測量・調査・設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント業者にあつては測量法、地質調査業者登録規程、建築士法、建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者。

ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しない者にあつてはこの限りでない。

- (2) 提出日の2か月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税)および県税、競争入札参加申請直前までに納期限の到来した市税を完納していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当しその事実があつた後2年を経過した者。
- (4) 建設業者にあつては、次のアからウまでの全てに該当する者。

- ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けている者
- イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人または団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者
- ウ 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人または団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど。
直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2. 受付期間

[定期申請] 令和5年1月10日（火）から令和5年2月10日（金）まで

[追加申請] 令和6年1月9日（火）から令和6年2月9日（金）まで

（土・日曜日、祝日を除く） 午前9時から正午、午後1時から午後5時

3. 有効期間

[定期申請] 令和5年4月1日から令和7年3月31日

[追加申請] 令和6年4月1日から令和7年3月31日

4. 申請方法

受付期間中にインターネットによる申請（以下「電子申請」という。）を行った後、書類をA4判クリアファイルに入れて提出すること。受付期間を過ぎたものについては、受理しない。

5. 電子申請

市ホームページ内に設けた「入札参加資格申請システム入口」からシステムに入り、電子申請を行うこと。（システム稼働時間：土曜・日曜日及び祝日を除く平日の午前8時00分から午後8時00分まで）電子申請の際は別添資料「令和5・6年度電子申請による入札参加資格申請について」を参照すること。

6. 提出方法と書類提出先

提出方法：郵送（持参可） 当日消印有効

提出先：能美市総務部管財課監理担当

〒923-1297 石川県能美市来丸町1110番地

電話番号 0761-58-2205

7. 提出書類と留意事項

次の表の○印を付した書類を書類番号順にA4クリアファイルに入れて、提出すること。

また、◆印を付した書類は入札参加資格申請システムに添付すること。

◎提出書類一覧

書類 No.	提出書類名	建設工事	測量・建設コンサルタント等	備考
【A4判クリアファイルに入れて提出するもの】				
	提出書類確認票	○	○	一番上に綴じ込むこと
1	資格審査申請書	○	○	
2	許可（登録）証明書等	○	○	写し
3	委任状	○	○	本店から支店等に権限を委譲する場合のみ
	委任先調査票	○	○	
4	営業所一覧表		○	本店以外に支店等を有する場合のみ（委任の有無にかかわらず提出すること） 様式は任意とする
5	建設業許可申請書とその別紙2、別紙4	○		写し
6	使用印鑑届	○	○	
7	財務諸表		○	直前2期分の決算
8	納税証明書	○	○	未納の税額がないことを証明するもの（写し可） ※申請日の2か月前以内に発行されたもの ※権限委譲の有無ではなく、営業所の有無にて判断すること
	国税（全ての業者）			
	石川県税（県内に本店・営業所がある全ての業者）			
9	役員名簿	○	○	能美市暴力団排除条例による
10	誓約書	○	○	能美市暴力団排除条例による
11	【様式1】市内業者（準市内業者）登録申請書兼事業所等訪問調査に関する誓約書	○		市内業者、準市内業者及び準市内業者の認定希望業者
	【様式2】支店等現況報告及び常駐職員一覧表	○		準市内業者及び準市内業者の認定希望業者
	【様式3】事業所等所在地等報告書	○		市内業者、準市内業者及び準市内業者の認定希望業者
12	能美市法人市民税申告書	○		能美市法人市民税の申告をしている業者（市内業者を除く）
13	返信用封筒（郵便切手貼付）	○	○	郵送の場合のみ
14	経営事項審査結果通知書	○		写し可
15	主観的事項調査票	○		該当する場合のみ必要書類を添付
【入札参加資格申請システムに添付するもの（『EXCEL』、『WORD』または『PDF』形式）】				
16	技術職員名簿（総括表）	◆		
	技術職員名簿	◆		
	技術者経歴書		◆	
17	工事経歴書	◆		直前2か年
	業務経歴書		◆	

◎留意事項

【No. 1 資格審査申請書】

- ①商号・名称及び代表者名にはフリガナをつけて申請すること。
- ②「能美市への納税の有無」欄については、すべての申請者が該当する項目を選択すること。
能美市内の営業所の有無にかかわらず、能美市税を課税され、納税義務があるすべての申請者は「有」にチェックすること。
- ③建設工事については「特に受注を希望する業種」として、必ず1業種を記載すること。

【No. 2 許可（登録）証明書等】

- ①建設工事については、建設業許可証明書もしくは建設業許可通知書の写しを提出すること。
- ②許可（登録）証明書に代えて、測量・地質調査・建設コンサルタント・補償コンサルタントについては国土交通省で審査済みの確認印が押印されている現況報告書の写し、建築（設備）設計については建築士事務所登録通知書の写しで省略することができる。
なお、支店等の営業所に権限を委任する場合は、上記に加え現況報告書の営業所記載部分の写しを、建築設計業者については、委任先の営業所についても登録通知書の写しを提出すること。

【No. 3 委任状、委任先調査票】

- ①委任先の郵便番号、住所、電話・FAX番号、営業担当者のメールアドレスも記入すること。
建設工事については、建設業法上の営業所であり、かつ、入札参加を希望する業種すべてについて許可を受けている営業所についてのみ提出できる。
- ②測量・建設コンサルタント等については、各登録規定等に基づく登録営業所のみ提出できる。

【No. 5 建設業許可申請書とその別紙2、別紙4】

建設工事について営業所が受けている建設業法上の許可業種及び営業所の専任技術者を確認するため、直近の建設業許可申請書の写し（許可行政庁の受付印押印済みのもの）と、その別紙2（営業所一覧表）、別紙4（専任技術者一覧表）の写しを提出すること。

【No. 7 財務諸表】

測量・建設コンサルタント等について、

- ①法人の場合は直前2期分の決算の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主（社員）資本等変動計算書」を提出すること。
- ②個人の場合は、直前2年分の所得税確定申告時の「損益計算書」又は「収支内訳書」及び「貸借対照表」を提出すること。

【No. 8 納税証明書】

未納の税額がないことを証明する、下記書類を提出すること。
申請日の2か月前以内に発行されたもので、写しも可とする。

●国税

個人の場合：納税証明書「その3の2」

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。

法人の場合：納税証明書「その3の3」

「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。

●石川県税 石川県税納税証明書（第2号の3様式）

県税全税目に滞納のないこと。

【No.9 役員名簿】

- ①法人、個人ともに提出すること。
- ②法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員全て（社外取締役、監査役も含む）を記載すること。
- ③代理人を選任する場合は、代理人についても記載すること。

【No.10 誓約書】

法人印及び印鑑登録をしている代表者印（実印）を押印すること。印鑑証明書の提出は不要。

【No.12 能美市法人市民税申告書】

申請年度における申告書の写しを提出すること。

能美市法人市民税の申告をしている者のうち、市内業者を除く全ての業者が提出すること。

【No.14 経営事項審査結果通知書】

審査基準日は、以下のとおりとする。

[定期申請] 令和4年10月1日直前の審査基準日

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

[追加申請] 令和5年10月1日直前の審査基準日

(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

ただし、社会性等の評点（W点）中、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入について「無」がある場合は、申請できない（「適用除外」の場合は除く）。

審査基準日以降に社会保険に加入している場合については、最新の総合評定値通知書（写し）（社会保険が「有」の記載となっている場合）又は次の書類を併せて添付のこと。

雇用保険：「雇用保険適用事業所設置届事業主控（提出先での受付済印）」又は
「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」（写し）

厚生年金・健康保険：「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（提出先での受付済印）」
又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写し）

8. 建設工事競争入札参加資格における業者の区分

次のとおりとする。市内業者又は準市内業者は、競争入札参加申請を提出する際に、市内（準市内）業者登録申請を併せて行うこと。

- (1) 市内業者 能美市内に本社を有する業者
- (2) 準市内業者 能美市内に権限を委任した支店・営業所等を有する業者の内、市より準市内業者の認定を受けた業者
- (3) 県内業者 石川県内に本社又は権限を委任した支店・営業所等を有する業者
- (4) 県外業者 上記以外の業者

9. 建設工事競争入札参加資格における登録業種数

業者の区分により、次のとおりとする。

- (1) 市内業者又は準市内業者は、経営事項審査を受けたすべての業種を登録できる。
- (2) 上記以外の者は、経営事項審査を受けた業種のうち3業種までの登録とする。

10. 能美市税の納付状況について

能美市税完納証明書の提出は不要とする。ただし、納付状況を調査した結果、未納があることが判明した場合、入札参加資格審査申請を不受理とする。また、申請受理後もしくは参加資格決定後に未納があることが判明した場合は、参加資格を取り消し、競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という）から削除するものとする。

11. 参加資格の決定

入札参加資格者として決定したときは、名簿に登載し、市ホームページ等により公表する。ただし、上記10に示す事由のほか、入札参加資格者の要件を満たさないことが判明した場合は、参加資格を取り消し、名簿から削除するものとする。

12. 資格内容変更届出書

申請を行った内容に変更があった場合は、すみやかに資格内容変更届出書を提出すること。（電子による届出と書類提出の両方を行うこと。）